

株式交換に係る事後開示書類
(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に規定する書類)

2025 年 8 月 1 日

ANAホールディングス株式会社

日本貨物航空株式会社

株式交換に係る事後開示事項

2025年8月1日

東京都港区東新橋1丁目5番2号
ANAホールディングス株式会社
代表取締役社長 芝田 浩二

東京都港区浜松町1丁目18番16号
日本貨物航空株式会社
代表取締役社長 本間 啓之

ANAホールディングス株式会社（以下「ANAHD」といいます。）及び日本貨物航空株式会社（以下「NCA」といいます。）は、2023年7月10日付で両社の間で締結した株式交換契約書（2023年9月26日、2024年1月25日、2024年3月22日、2024年6月10日、2025年3月21日、2025年4月25日、2025年5月19日及び2025年6月25日に締結した株式交換契約変更契約書による変更を含み、以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2025年8月1日を効力発生日として、ANAHDを株式交換完全親会社とし、NCAを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、同第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に基づく事後開示事項は、以下のとおりです。

事後開示事項一覧

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2025年8月1日

2. 株式交換完全子会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第190条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定に従って、本株式交換の差止請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続の経過

① 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

NCAは、会社法第785条第3項の規定に基づき、2023年8月25日に、株主に対して通知を行いましたが、同条第1項に従い、NCAに対して株式の買取請求を行った株主はいませんでした。

② 新株予約権買取請求（会社法第787条）

NCAは、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

③ 債権者の異議（会社法第789条）

本株式交換において、会社法第768条第1項第4号イに定める株式交換契約新株予約権はないため、第789条第1項各号に該当せず、該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第190条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

本株式交換は、会社法第796条第2項本文に規定する場合（簡易株式交換）に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過

① 反対株主の株式買取請求（会社法第797条）

本株式交換は、会社法第796条第2項本文に規定する場合（簡易株式交換）に該当するため、ANAHDに対して株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

② 債権者の異議（会社法第799条）

本株式交換において、ANAHDが、NCAの株主に対して交付する金銭等は株式交換完全親会社の株式のみでしたので、第799条第1項各号に該当せず、ANAHDに対して異議を述べることのできる債権者はいませんでした。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第190条第4号）

第二種株式400,000,000株

5. 上記に掲げるもののほか、株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第190条第5号）

- (1) ANAHDは、会社法第796条第2項本文の規定に基づき、本株式交換に係る株式交換契約について同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第796条第3項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したANAHDの株主は1名であり、その反対に係る株式の数は合計2,000株でした。当該株式数は会社法施行規則第197条に規定する数を下回ります。
- (2) NCAは、会社法第783条第1項の規定により、2023年8月25日付で、本株式交換に係る株式交換契約について株主総会の承認を得ております。
- (3) ANAHDは、公正取引委員会から、2025年1月30日付で本株式交換に係る株式取得に関する契約について排除措置命令を行わない旨の通知を受けました。

(4) ANAHDは、本株式交換に際して、本株式交換の効力発生日の前日の最終のNCAの株主名簿に記載又は記録された第二種株式を保有するNCAの株主に対し、NCAの第二種株式に代わり、その保有するNCAの第二種株式1株に対してANAHDの普通株式0.009815株の割合をもってANAHDの普通株式（自己株式）を割当交付しました。ANAHDが交付した普通株式の総数は3,926,000株です。

(5) 本株式交換により増加するANAHDの資本金、資本準備金及び利益準備金は以下のとおりです。

- ① 資本金 0円
- ② 資本準備金 会社計算規則第39条の規定に従いANAHDが別途定める額
- ③ 利益準備金 0円

以上